

■雇用保険

(1) 目的：労働者の失業、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、就職の促進、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上等福祉の増進を図ることを目的とする。(雇用保険法1条)

(2) 保険者：政府

(3) 被保険者：

適用除外者は、(雇用保険法6条)

- ① 1週間の所定労働時間 20 時間未満である者
- ② 同一の事業主の雇用保険適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者で、次のいずれかに該当する者
 - ・ 4 か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であっても 30 時間未満である者

(4) 給付内容：参考

求職者給付	一般被保険者	基本手当	
		技能習得手当	
		寄宿手当	
		傷病手当	
	高年齢継続被保険者	高年齢求職者給付金	
就職促進給付		就業促進手当	就業手当
			再就職手当
			就業促進定借手当
			常用就職支度手当
		移転費	
		広域求職活動費	
教育訓練給付		教育訓練給付金 教育訓練支援給付金	
雇用継続給付		高年齢雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金 高年齢再就職給付金
		育児休業給付金	
		介護休業給付金	

(5) 基本手当の所定給付日数 (雇用保険法 22 条 1 項・2 項、23 条) (平成 29 年 4 月 1 日現在)